別表第６　表彰基準（社会活動功労関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | １　青少年・青少年団体及び青少年指導者 |
| 種　　別 |  |
| 表彰基準 | １　奉仕活動や文化・スポーツ活動等を通じて地域社会に貢献し、顕著な功績があったと認められる青少年又は青少年団体で、青少年にあっては(1)、青少年団体にあっては(2)の各号に該当し、市町村長、市町村教育長及び山口県青少年育成県民会議会長のうちいずれかの表彰を受けているもの  　(1)青少年  　　①常時又は定期的な活動を２年以上続けていること  　　②年齢が、概ね30歳未満であること  　(2)青少年団体  　　①常時又は定期的な活動を5年以上続けていること  　　②30歳未満の青少年が主体となって構成していること  　　③構成人員が、概ね20人以上であること  ２　青少年の健全育成に顕著な功績があったと認められる青少年指導者で、20年以上その活動を続けており、市町村長、市町村教育長及び山口県青少年育成県民会議会長のうちいずれかの表彰を受けているもの  　　なお、教員、公務員等が職務として行った活動は、対象としない |
| 推薦調書 | 第21号様式 |
| 関係課 | こども家庭課 |